令和８年度会計年度任用職員　募集要項

【採用区分：パートタイム給食調理員（岡南小学校）】

４時間パート対象（サポートを除く）

令和８年５月２１日
岡山市教育委員会
保　健　体　育　課

１　採用予定人数

１名

２　勤務場所

岡山市立岡南小学校

※任用期間の途中で配置転換を行う場合があります。

３　業務内容

給食調理業務全般

食材の検収、下処理（食材の洗浄と裁断等）、配膳（食器の準備・配缶作業等）、調理、洗浄（調理器具・食後の食器等）、清掃（調理室の清掃と消毒等）、その他所属長が必要と認める業務等

※岡山市衛生管理マニュアルに沿って勤務していただきます。

※勤務場所によって業務内容は多少異なります。

４　任用期間

採用日から令和９年３月３１日までの間で、本市が必要とする期間（予定）

※採用は、すべて条件付のものとし、採用後１か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。（地方公務員法第２２条及び２２条２第７項）

５　勤務条件等

（１）勤務日

給食実施日、研修等教育委員会の指定する日及び作業日

（２）勤務日数・時間

○　週：５日以内（２０時間以内）

○　日：８：００から１７：１５までの間で所属長が定める休憩時間を除く４時間

※休憩時間は、勤務時間の途中において１時間を超えない範囲内で、所属長が定めます。

※給食がない日（休校等）または所属長が指定する日は、勤務不要となる場合があります。

※時間外の勤務はありません。ただし、緊急時の必要やむを得ない場合（災害等）は、時間外勤務を命ずることがあります。

（３）休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（１２月２９日～１月３日の６日間）

（４）報酬等

時給１，１６５円

※地域手当相当額・通勤手当相当額を含みます。

※今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。

※時給の月末締めで、原則翌月１５日に指定の金融機関の口座へ振込みます。（休日の場合は繰り上げて振込みます。）

※その他の諸手当は支給されません。

（５）社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用なし

（６）労働者災害補償制度

公務上の災害または通勤による災害についての補償あり

※「労働者災害補償保険法」（昭和２２年法律第５０号）が適用されます。

（７）年次有給休暇

年間の所定労働日数に応じた付与日数　＋　繰越日数（前年度付与日数を上限）

＜付与日数＞

勤務年数 ＼ 年間所定労働日数 ※①	４８～７２日	７３～１２０日	１２１～１６８日	１６９～２１６日	２１７日以上
１年目（４月～９月採用）	１日	３日	５日	７日	１０日
１年目（１０月～１２月採用）	１日	２日	３日	５日	５日
１年目（１月～３月採用）	０日	１日	２日	３日	３日
２年目	２日	４日	６日	８日	１１日
３年目	２日	４日	６日	９日	１２日
４年目	２日	５日	８日	１０日	１４日
５年目	３日	６日	９日	１２日	１６日
６年目	３日	６日	１０日	１３日	１８日
７年目	３日	７日	１１日	１５日	２０日※②

※①　労働日数が週単位で定められていない場合（隔週や月単位など）は、１年間の所定労働日数ごとに年次休暇を付与します。

（労働日＝給食実施日＋指定研修日＋作業日）

※②　年次有給休暇の繰越については、２０日を限度に繰り返しを行います。

※③　年度途中の任用は、その職を１年間勤務した場合の１年間の所定労日数を適用します。

※④　年次有給休暇は、１日を単位とします。

※⑤　退職時に、退職月の翌月末日までにパートタイム職員としての再雇用が決まっている場合は、退職時の年次有給休暇及び勤続年数を引き継ぎます。

（８）服務

○　会計年度任用職員は、一般職の地方公務員となり、地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象になります。

《地方公務員法》（抜粋）

〔条件付採用〕２２条・２２条２号７項

採用は全て条件付のものとし、採用後１カ月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用になる。

〔服務の根本基準〕３０条

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念する。

〔法令等及び上司の職務上の命令に従う義務〕３２条

法令等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従う。

〔信用失墜行為の禁止〕３３条

その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

〔秘密を守る義務〕３４条

職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

〔職務に専念する義務〕３５条

法律等に特別の定めがある場合を除き、勤務時間は、職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、誠実に遂行しなければならない。

○　営利企業への従事（事業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律が適用になります。

６　採用手続き

（１）応募資格

○　以下の①②のいずれかに該当する方は、受験できません。

①　地方公務員法第１６条（欠格条項）に該当する者

《地方公務員法第１６条》（抜粋）

１　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

３　人事委員会又は公平委員会の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

４　日本国憲法執行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

②　平成１１年改定前の民法の規定による準禁治産の宣言（心神耗弱を原因とするもの以外）を受けている者

○　年齢・学歴は問いません。

○　日本国籍を有しない方も受験できます。ただし、在留資格において就労等が制限されている場合は、活動が認められる在留資格の範囲内の職務でなければ採用できません。

（２）試験方法

○　書類審査（受験申込書）
○　面接試験（個人面接）
○　体力試験（簡単な運搬作業等）

（３）申込書と提出

『令和８年度　岡山市会計年度任用職員採用試験受験申込書』（１通）

※本市所定の用紙に限ります。（本市ＨＰに掲載しています。）
※両面印刷をし、記入要項に従って不備のないように記入してください。
※申込書に不備がある場合は、受験できないことがあります。
※保健体育課へ持参または郵送で提出してください。

＜申込み受付場所及び送付先＞

〒７００－８５４４　岡山市北区大供一丁目１番１号
岡山市教育委員会事務局　保健体育課　学校給食係　宛

（４）申込期間

随時（定員になり次第終了とします。）

（５）試験日

実施日時及び場所については後日連絡
※郵送にて通知します。

（６）結果の通知

受験者本人あてに合否の結果を通知
※郵送にて通知します。（受験者本人以外にはお知らせできません。）

（７） 合格から採用まで

①　合格者は、合格者名簿に登録され、登録日以降に必要に応じて成績順に採用します。なお、登録期間は、登録日から令和９年３月３１日までとなり、登録されても登録日翌日以降の採用になる場合や採用されない場合があります。

②　合格（合格者登録）後、やむを得ない事情により、勤務ができなくなった場合は、岡山市教育委員会事務局保健体育課（８０３－１５９５）まで早急に連絡してください。

③　採用決定にあたり、合格者名簿に登録された採用候補者に事前連絡を行いますが、本人の意思で辞退された場合は、登録を取り消します。

④　合格者名簿に登録後、受験資格がないこと及び申し込みの内容に虚偽が認められた場合は、登録を取り消す場合があります。

⑤　採用勤務校については、採用先の所属長より連絡をします。

⑥　採用となった場合は、「胸部レントゲン検査」のご協力をお願いしています。採用日から１年以内に受診されている方は結果の写しを、まだ受診されていない方は医療機関で受診後に結果の写しを提出してください。なお、受診費用は、自己負担となりますことをご了承ください。

※本市では、結核感染予防のため、学校においても特別の注意を払っていますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

⑦　本市では、文部科学省「学校給食衛生管理基準」に基づき、採用された方に月２回の「検便（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌血清型０−１５７その他必要な細菌等)」を実施します。採用が決定次第、随時案内します。

⑧　その他

○　採用試験において提出された書類は、受付後の返却はしません。

○　採用試験に際して本市が収集した個人情報は、採用試験の円滑な遂行のために用い、「岡山市個人情報保護条例」に基づき適正に管理します。